

◎新潟県告示第1319号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県新潟地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成27年10月9日

新潟県新潟地域振興局長

1 河川の名称

一級河川信濃川水系通船川

2 河川管理施設の名称又は種類

通船川左岸堤防

3 河川管理施設の位置

新潟市東区海老ヶ瀬新町790番地2地先から同市東区海老ヶ瀬新町814番3地先まで

4 管理を行う者の名称及び住所

名称 道路管理者 新潟市長 篠田 昭

住所 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

5 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成27年8月6日から道路の存続する日まで

7 縦覧場所

新潟県新潟地域振興局地域整備部